

# くるみん認定の取得を目指してみませんか？

## ■くるみん認定とは■

○行動計画を策定、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、労働局への申請により、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。

## くるみん認定を受けると

### ★優秀な人材の確保

#### ✓ 出産・育児による離職の防止

仕事と子育て等を両立しやすい職場環境整備に取り組むことで、男女ともに継続的に安心して就労できます！

#### ✓ 人員配置や就労環境等の見直し

急な人員の欠員等に対応できるか、就労・業務配分など見直しの機会にもなります！

### ★企業のイメージアップ

#### ✓ 子育てサポート企業であることをPR

社内外に子育てサポート企業であることをPRすることができます！

#### ✓ 求人・採用時のアピールポイントに

求人広告や公表サイト等に認定マークを掲載することで、子育てサポート企業であることをアピールすることができ、より良い人材の確保につながります。

### 助成金も活用できます

#### ① 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った事業主は、申請により助成を受けることができます。

（認定企業への助成上限拡大）



厚生労働省  
HP

#### ② くるみん助成金

認定を受けた中小事業主は、両立支援等の取組に係る経費のうち、申請により上限50万円までの助成が受けられます。



くるみん  
助成金  
ポータル  
サイト

#### ③ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）

常用労働者数100人以下の企業で、一定の要件を満たした場合、(株)日本政策金融公庫が実施する貸付の基準利率が引き下げられます。



日本政策  
金融公庫  
HP



認定マークを商品や広告につけて、認定企業であることを対外的にPRできます！！

認定を受けるための個別のサポート、仕事と子育て等との両立支援のアドバイスなども行っております。

詳細は、お気軽にお問合せください！

愛媛労働局

雇用環境・均等室

☎089(935)5222

# 育児・介護休業法に沿った労務管理のポイント

～改正育児・介護休業法が令和4年4月から施行されています～

## おさえておきたい！！ 産後パパ育休（出生時育児休業）のメリット

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで <sup>※1</sup>	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲 <sup>※2</sup> で休業中に就業 することが可能	原則就業不可
1歳以降の延長		育児開始日を柔軟化
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能 <sup>※3</sup>

### < 注目ポイント >

★出産後の負担の大きい時期に、男性も育児休業を取得し、夫婦で子育てを協力して行うことができます！

★まとまった休業だけでなく、分割して休業を取得できるほか、休業期間中の就労が一定可能なため、仕事の状況や家庭の状況に合わせて柔軟に制度を活用できます！

### こんな育児休業も取得できます！



### ★改正育児・介護休業法のポイント★

1 雇用環境の整備及び個別周知・意向確認の措置の実施

- 育児休業を取得しやすい職場環境をすすめましょう
- 妊娠・出産等を申し出た労働者への個別周知・意向確認を行いましょ

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

3 育児休業の分割取得

- 子が1歳までの間で2回まで分割して休業を取得できます
- 子が1歳以降、育児休業を延長する場合の休業開始日について、夫婦交替で休業することもできます
- 1歳以降の休業について、特別な事情がある場合は再取得できます



厚生労働省 HP

お問い合わせ

愛媛労働局雇用環境・均等室

☎ 089-935-5222